

「三重のサステナブル経営アワード」に関するQ & A

【制度の趣旨】

Q1

「三重のサステナブル経営」とはどのような経営をいうのか？また、どのような企業が表彰されるのか？

A 1

この表彰制度では、環境や社会の持続可能性に配慮しながら、長期的に良好な経済活動を行う経営を「三重のサステナブル経営」と定めます。

具体的には、「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」の4つの項目の実践によって自社の付加価値の向上と経営基盤の改善を推進し、他の県内企業のモデルとなる、持続可能性の高い企業が表彰対象となります。

【応募要件】

Q2

この表彰制度の対象企業の範囲は？

A 2

三重県内に主たる事業所又は事務所を有する、全ての業種の中小企業・小規模企業で、3決算期以上事業を継続しているものが対象です。NPOや、組合等の各種団体も対象となります。

Q3

企業の支社や一部門が単独で応募することは可能か？

A 3

この表彰制度は、「企業の取組」を表彰対象としますので、一部の支社や一部門の単位で応募していただくことはできません。企業としての応募をお願いいたします。

Q4

本社は三重県外であるが、支社等が三重県内にある場合、応募することは可能か？

A 4

三重県内に支店登記されている場合は応募可能です。三重県内にあるのが、登記されていない営業所等のみである場合は応募していただくことはできません。

Q5

学校法人や社会福祉法人は応募可能か？

A 5

学校法人や社会福祉法人、NPO法人等は、条例第2条に規定する事業内容に応じた従業員数の要件を満たせば応募可能です。

Q6

個人事業主は応募可能か？

A 6

従業員を雇用している事業者であれば、個人事業主であっても応募可能です。
※「従業員満足度の向上」が観点の一つとなっているため、従業員を雇用していない場合は対象外です。

Q7

大企業の100%子会社でも応募は可能か？

A 7

条例第2条に規定する中小企業の定義に該当すれば、みなし大企業（大企業の100%子会社を含む。）であっても対象となります。

【三重県中小企業・小規模企業振興条例第2条に規定する中小企業】

(1) 製造業、建設業、運輸業その他の業種の場合

資本金の額又は出資の総額が3億円以下

又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(2) 卸売業の場合

資本金の額又は出資の総額が1億円以下

又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(3) サービス業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(4) 小売業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

【評価項目】

Q8

「環境への配慮・脱炭素」とはどのような取組をいうのか？

A 8

ペーパーレス化の推進、ゴミの削減やフードロスの削減、光熱費の削減や省エネ、再生可能エネルギーで作ったグリーン電力の活用、リサイクルの推進などを想定しています。

また、これらの取組を促進する事業を行っている場合も該当します。

Q9

「次世代育成の推進」とはどのような取組をいうのか？

A 9

地域の未来を担う次世代の育成を推進する取組が該当します。具体的には、地域の子どもの育成のための地元小学校等からの社会見学等の受け入れや、小学校等への備品・教材・図書等の寄付、子ども食堂への寄付、子どもスポーツ大会への協賛などを想定しています。また、社内における育児支援制度の充実や、子育てしやすい社内風土づくりのための「イクボス宣言」など、子育て期の従業員を応援することで、子育て家庭を支える地域社会づくりにつながる取組についても該当します。

なお、育児支援や子どもの育ちを応援する取組を事業として行っている場合も該当します。

Q10

「地域社会への貢献」とはどのような取組をいうのか？

A 1 0

地元への寄付金や物品の寄贈、地域の祭り等の行事やボランティア活動への従業員の積極的な参加、地域活性化のためのイベントの開催などのほか、地元高校とのコラボ商品の開発や、地域からの雇用の積極的な創出など、地域との連携を深める取組を幅広く想定しています。

また、獣害対策、空き店舗・空き家問題、廃校舎利活用、地域資源の活用や地場産業の振興など、地域課題の解決に取り組んでいる場合もこれに該当します。

Q11

「従業員満足度の向上」とはどのような取組をいうのか？

A 1 1

働き方改革を推進する取組（業務時間の削減等）、従業員の能力開発のための取組（社内研修の充実等）、従業員の能力を活用するための取組（社内提案制度、人材登用等）、福利厚生の実施などを想定しています。

Q12

「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」の全てに取組がないと申し込みができないのか？

A 1 2

4つの項目の全てに対して、何らかの取組をいただいていることが必要です。

Q13

当社が実施している地域貢献は、「次世代育成の推進」に関する取組に該当するものと重複するが、このような場合、応募用紙のどちらの項目に記入すればよいのか？

A 1 3

「地域社会への貢献」と「次世代育成の推進」の記入欄に同じ取組を記入していただいても結構です。

Q14

デジタルを効果的に活用している場合は審査において考慮されるとあるが、具体的にはどのような取組を行っていれば該当するのか？

A 1 4

例としては、ペーパーレス化、管理ソフトの導入やクラウド化、業務におけるオンラインミーティングの活用やテレワークの実施、ネットショップ等のオンライン販売の活用、スマホやタブレットを利用した従業員間でのデータ共有など、DXを活用して業務の効率化や省力化を行い、自社の付加価値の向上や経営基盤の改善等につなげた取組を幅広く想定しています。

あくまでも、デジタルを活用することで、より効果的に「持続可能性の向上」が図られていると認められる場合に審査上考慮されるものであり、IT技術の高度さや、システムの複雑さなどを評価するものではありません。

Q15

デジタルの活用は必須か？

A 1 5

必須ではありませんが、デジタルの活用により効果的に持続可能性の向上を進められていると認められる場合、審査において有利になることがありますので、A 1 4に例示してあるような取組をされている場合は積極的にご記入ください。

【応募方法等】

Q16

電子申請はできるのか？

A 1 6

郵送又は持参による申請と、県の電子申請システムを利用した電子申請のいずれでも応募していただけます。

Q17

添付書類の「決算書類」とは、具体的に何を提出すればよいのか？

A 1 7

「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費」、「製造原価計算書（製造業等で作成している場合）」をいいます。なお、審査の過程で必要な場合は、これ以外の補足資料の追加提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

Q18

補足資料はどの程度まで提出することが可能か？

A 1 8

A 4 相当で最大 20 枚までにさせていただきようお願いいたします。カウント方法は以下のとおりです。

- ・ A 4 の場合…片面・両面印刷のいずれでも 1 枚とカウント
- ・ A 3 の場合…片面・両面印刷のいずれでも A 4 相当 2 枚とカウント
- ・ B 4 の場合…片面・両面印刷のいずれでも A 4 相当 2 枚とカウント
- ・ A 4 より小さい場合（A 5 等）…一律 A 4 相当 1 枚とカウント

なお、補足資料については、応募用紙の記載箇所との対応関係が分かるようにしてください。

具体的には、応募用紙の記載箇所に補足資料番号を記載するとともに、対応する補足資料の右上に補足資料番号を記したり、電子申請であればファイル名に資料番号を付記したりして、対応関係が分かるようにしてください。

（応募用紙【記入例】を参照してください）

【選考等】

Q19

受賞することのメリットはあるのか？

A 1 9

受賞企業の取組は、県の広報媒体などを活用して広く周知するほか、受賞企業を紹介するパンフレットの作成や、県内の大学での受賞企業による講義等、情報発信の場を設けることにより、PR の機会を提供したいと考えています。

Q20

選考方法や審査基準は？

A 2 0

選考は、企業経営、働き方改革、子育て支援、環境マネジメント等に専門性のある外部審査員が、書面審査、プレゼンテーション審査、現地確認等を経て行います。

また、審査は、

- ① 「環境への配慮・脱炭素」、「次世代育成の推進」、「地域社会への貢献」、「従業員満足度の向上」の4つの項目に対する取組の内容
- ② その取組が自社の付加価値の向上や経営基盤の改善につながっており、経営の持続可能性の向上が期待できるか

を総合的に判断して行います。